

議第55号

高山市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

高山市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年6月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

子ども・子育て支援法施行規則の改正に伴い改正しようとする。

高山市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高山市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年高山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定)</p> <p>第2条 令和元年10月1日から起算して5年を経過する日までの間、認可外保育施設に係る法第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給は、同項に規定する特定子ども・子育て支援施設等である認可外保育施設のうち次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たすものが提供する同項に規定する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。</p> <p>(1) 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち、1日に保育する小学校就学前子ども（法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の数が6人以上であるものは、次に掲げる全ての事項を満たすものであること。</p> <p>ア 保育に従事する者の数及び資格</p> <p>(ア) 保育に従事する者の数が、施設の主たる開所時間である11時間（開所時間が11時間以内である場合にあつては、当該開所時間。以下同じ。）において、満1歳未満の小学校就学前子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない小学校就学前子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない小学校就学前子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の小学校就学前子どもおおむね30</p>	<p>(施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定)</p> <p>第2条 令和元年10月1日から起算して5年を経過する日までの間、認可外保育施設に係る法第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給は、同項に規定する特定子ども・子育て支援施設等である認可外保育施設のうち次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たすものが提供する同項に規定する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。</p> <p>(1) 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち、1日に保育する小学校就学前子ども（法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の数が6人以上であるものは、次に掲げる全ての事項を満たすものであること。</p> <p>ア 保育に従事する者の数及び資格</p> <p>(ア) 保育に従事する者の数が、施設の主たる開所時間である11時間（開所時間が11時間以内である場合にあつては、当該開所時間。以下同じ。）において、満1歳未満の小学校就学前子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない小学校就学前子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない小学校就学前子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の小学校就学前子どもおおむね30</p>

人につき1人以上、かつ、施設1につき2人以上であること。また、主たる開所時間である11時間以外の時間帯については、常時2人（保育されている小学校就学前子どもの数が1人である時間帯にあっては、1人）以上であること。ただし、1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上19人以下の施設における、複数の満1歳未満の小学校就学前子どもを保育する時間帯並びに夜間及び午睡の時間帯以外の時間帯（安全面の配慮が行われた必要最小限の時間帯に限る。）については、1人以上であること。

(イ)～(エ) (略)

イ～カ (略)

(2)～(4) (略)

人につき1人以上、かつ、施設1につき2人以上であること。また、主たる開所時間である11時間以外の時間帯については、常時2人（保育されている小学校就学前子どもの数が1人である時間帯にあっては、1人）以上であること。ただし、1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上19人以下の施設における、複数の満1歳未満の小学校就学前子どもを保育する時間帯以外の時間帯（安全面の配慮が行われた必要最小限の時間帯に限る。）については、1人以上であること。

(イ)～(エ) (略)

イ～カ (略)

(2)～(4) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。